

表1

種目	厚生労働大臣が定める者	基本調査の結果
車いす及び車いすの付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
特殊寝台及び特殊寝台の付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具を除く）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」

※該当する認定調査結果がないため、主治医からの意見及びサービス担当者会議等から適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断をお願いします。